

平成 22 年度 第 1 回 市川市地域自立支援協議会

日 時：平成 22 年 4 月 23 日（金）  
午前 10 時～

場 所：市役所 3 階第 2 委員会室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員の紹介
- 4 正副会長選出.
- 5 今年度の進め方について
- 6 その他
- 7 閉会

## 市川市地域自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者の地域生活を支援するために、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、市川市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 関係機関相互の連携に関すること。
- (2) 関係機関の業務において課題となった事項への対応に関すること。
- (3) 関係機関が新たに取り組むべき地域課題の整理と対応に関すること。
- (4) 委託相談支援事業者に関する運営及び評価等に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

### (委員の定数及び構成)

第3条 委員の定数は20人以内とし、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) サービス事業者
- (3) 就労支援関係者
- (4) 障害者団体
- (5) 権利擁護・地域福祉関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を招集し、及び会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(秘密保持)

第8条 協議会の関係者は、その職務に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害者支援課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

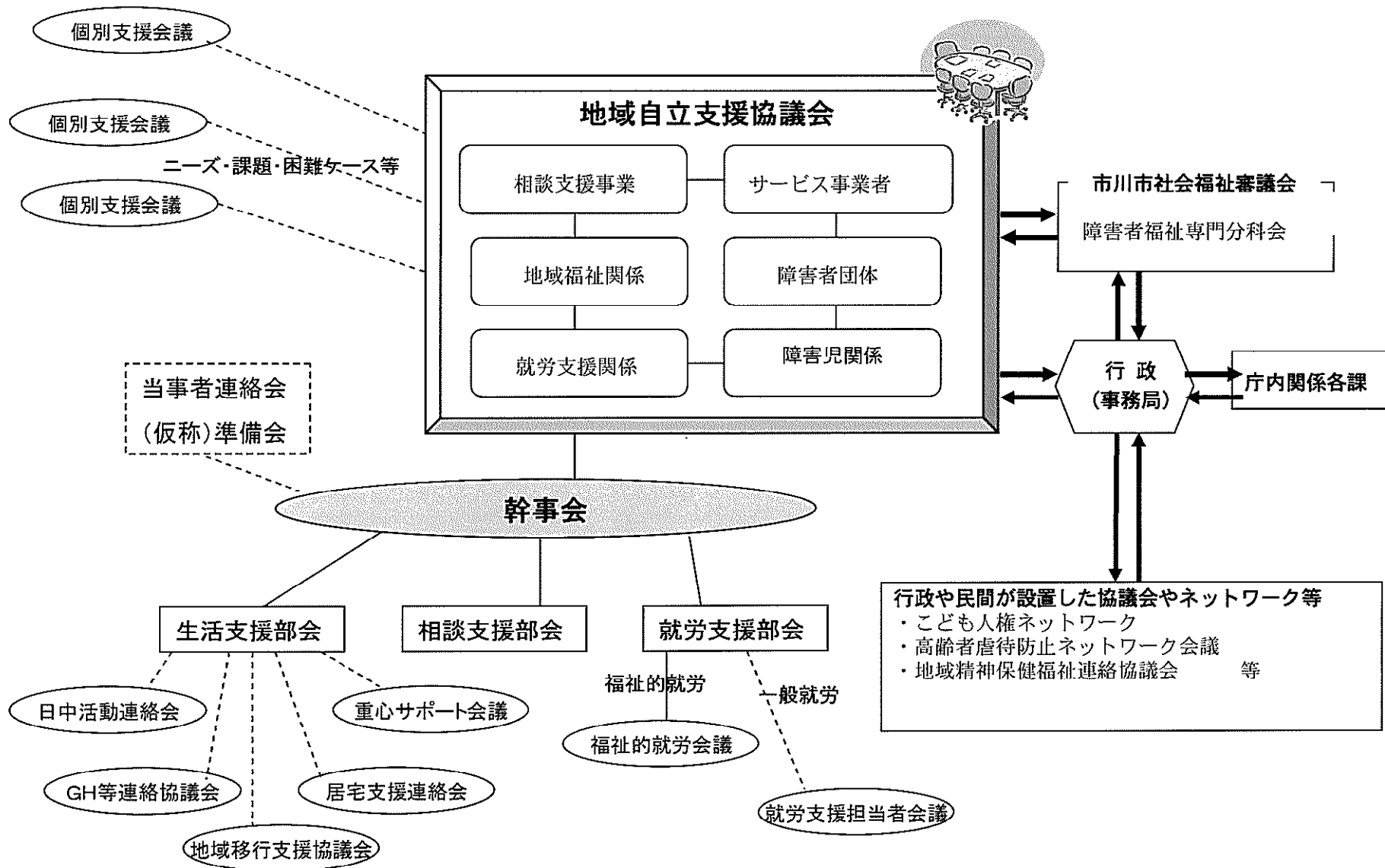
この要綱は、平成20年2月4日から施行する。

## 市川市地域自立支援協議会委員

委員氏名	団体名	委員分類
朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センター がじゅまる	相談支援事業者
松尾 明子	特定非営利活動法人 ほっとハート	相談支援事業者
酒井 範子	社会福祉法人 サンワーク	相談支援事業者
三浦 健	社会福祉法人 南台五光福祉協会	相談支援事業者
長崎 直子	社会福祉法人 生活クラブ	相談支援事業者
磯部 利江子	社会福祉法人 一路会	相談支援事業者
林 圭子	社会福祉法人 市川レンコンの会	サービス事業者
内野 智美	財団法人 市川市福祉公社	サービス事業者
東郷 晴代	特定非営利活動法人 郷の会	サービス事業者
伊藤 史恵	障害者就労支援センター アクセス	就労支援関係者
柴田 剛直	市川市身体障がい者福祉会	障害者団体
田上 昌宏	市川市手をつなぐ親の会	障害者団体
遠藤 由美子	松の木会	障害者団体
山崎 泰介	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会	権利擁護・地域福祉関係者
稲原 美恵子	市川市立須和田の丘支援学校	障害児支援関係者
井上 みどり	県立船橋特別支援学校	障害児支援関係者
長坂 昌宗	基幹型支援センター えくる	相談支援事業者

# 市川市地域自立支援協議会の関係図

資料3



## 地域自立支援協議会スケジュール(事務局案)

	4月	5月	6月	7月
<b>地域自立支援協議会 (本部会)</b>	●			●
幹事会		●	●	
相談支援部会		●	●	●
就労支援部会			●	●
生活支援部会		年間7回程度開催予定		
当事者連絡会 (仮称)準備会		年間3～4回程度開催予定 (支援協議会委員はオブザーバー参加)		

計画の基本的理念の1つである地域生活移行や就労支援等の課題への対応、及びこの計画が障害者自立支援法に基づく新たな制度への移行期間であること、さらに第1期計画の取り組みによる実績等を踏まえた計画課題に基づき、以下の5点の取り組みを施策横断的な視点でとらえ、重点として計画を推進します。

**1  
相談支援の充実、サービスの  
利用のしやすさの向上**

主な取り組みの方向

- 障害者相談支援体制整備事業の実施
- 重層的な相談支援体制構築のためのネットワークを確立・強化
- 人材の確保と育成

**2  
就労支援体制の強化と  
就労の促進**

主な取り組みの方向

- 地域自立支援協議会の活用による本市独自の就労支援体制の構築
- 企業側の取り組みに対する支援
- 福祉的就労における工賃の底上げ

**3  
居住の場の確保**

主な取り組みの方向

- ケアホーム・グループホームの整備促進
- 居住サポート事業への取り組みによる総合的な支援体制づくり
- 地域生活体験事業を活用した地域生活へのスムーズな移行促進

**4  
ニーズに対応したサービス  
提供体制の確保**

主な取り組みの方向

- ヘルパー等のマンパワーの確保
- 相談支援専門員とサービス事業者との連携を活かした円滑なサービス提供
- 様々な社会資源との連携強化、地域の福祉力の活用

**5  
長期入院から地域生活  
への移行促進**

主な取り組みの方向

- 精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施
- サービス利用計画を活用しての退院後の継続した支援
- 地域の理解の促進